

黒潮メモリアル（以下「当社」と言います）は、海洋葬代行サービス（以下、「本サービス」と言います）を提供するに当たって、以下に掲げる利用規約を制定しております。本サービスを利用される場合は、ご依頼者が本規約を承諾していることを前提とします。

## 第1章 総則

### 第1条（本規約制定の目的）

1. 本規約制定の目的は、ご依頼者に次の事項を明確にすることにあります。
  - (1) 利用契約の内容、および契約締結の方法
  - (2) 提供するサービス、契約期間、利用料金と支払の方法
  - (3) サービスの利用の方法
  - (4) ご依頼者の禁止事項・遵守事項および当社の免責事項
  - (5) サービスの中止、契約の解除
2. 依頼者とは、本規約の定めを了解して、第5条に定める利用申し込みの手続きを完了し、当社から本サービスの利用を承諾させていただいた個人、または法人をいいます。

### 第2条（本規約の適用範囲）

1. 本規約は、当社と本サービスのご依頼者との間に生ずる一切の関係に適用されるものとします。
2. 当社及びご依頼者は、サービスの提供、料金の支払等について、本規約に定める義務を負うとともに、誠実に履行するものとします。

### 第3条（規約の発効、契約内容の変更・改訂）

1. 本規約は、当社がご利用を希望する方から、第5条に定める申込書を受領した日から、その効力が生じるものとします。なお、本規約の変更・改定後、ご依頼者が本サービスを引き続き利用した時点で、変更・改定後の規約に同意したものとみなします。
2. 当社は、ご依頼者の承諾を得ることなく、本規約の変更・改訂ができるものとします。
3. 当社が、電子メール・郵便等により、本サービスのご依頼者に対して通知する諸事項は、本規約を構成するものとし、ご依頼者はこれを承諾されたものとします。
4. 前号に定める「通知」には、特定の契約者に対して行う通知以外にご依頼者の全員に行うものも含まれるものとします。

## 第2章 利用契約

### 第4条（提供するサービス）

1. 当社がご依頼者に提供するサービスは、次項の通りとします。
  - (1) 八丈島近海における散骨代行
  - (2) その他、付随するサービスの提供
2. 当社は、業務の遂行上必要がある場合、ご依頼者の承諾無しにサービスの内容を変更できるものとします。

### 第5条（利用の申し込み）

1. 前項第1項のサービスをご利用される場合は、本規約を承諾の上、所定の申請書類に必要事項を記入して、Webサイトからお申し込みください。なお、以下の条件に該当する方は、申し込むことはできません。
  - (1) 申し込み時点で未成年者である方
  - (2) 日本国外にお住まいの方
  - (3) 日本国の永住権を持たない外国籍の方
2. 前条に定める申込書の受理後、当社より「海洋葬依頼書・海洋葬免責同意書」を本人限定郵便で郵送しますので、必要事項をご記入のうえ、以下の書類とともにご返送いただくものとします。すみやかに第13条に定める費用の支払を済ませてください。
  - (1) 当該故人の埋葬許可書のコピー 1通
  - (2) ご依頼者の運転免許証、パスポート、またはそれと同等の身分証明書のコピー 1通
3. 当社は、2項に定める書類を受領し、並びに費用の入金が確認され次第、サービスの準備に着手するものとします。
4. 当社は、ご依頼者の申し込みをもってご依頼者が本規約を承諾したものと見なします。

### 第6条（利用契約の成立）

1. 当社が前条2項で定める海洋葬施行に必要な3つの書類を受領したのちに書類に不備のないことを確認し、入金を確認をもってサービス利用契約の成立とみなします。
2. 申し込み後、一週間を超えて当社が2項に定める書類を受領でなかった場合や入金が確認できなかった場合には、当社から確認の連絡を行います。このときご依頼者と連絡が取れない場合は、契約は不成立とします。また、故人の家族や相続人などの遺族との間で葬儀に関する紛争が生じていることが判明した場合、または海洋葬施行の支障となる事由が存在していることが判明した場合も、契約は不成立とします。
3. 2項で示す契約不成立のとき、書類のみ受領しているが、入金が確認できない場合は、書類は返却せずに廃棄します。入金されているが、書類が受領できていない場合は、入金

額から振り込み手数料を引いた残金を振り込み元の口座へ返金します。但し、入金額が振り込み手数料を下回る場合には、返金しません。

#### 第8条（ご依頼者の住所変更等）

1. ご依頼者の住所・所在地・氏名・名称その他の重要事項に変更があった場合は、直ちに当社に連絡してください。

#### 第9条（権利の譲渡・貸与の禁止）

本サービスのご依頼者は、本規約にもとづくサービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡・貸与・質入もしくは担保提供することはできません。

### 第3章 料金及び支払方法

#### 第10条（サービス料金）

1. 本サービスに係わる利用料金は Web サイトに記載されている通りとなります。
2. 当社は、予告なく本サービスの利用料金を改定することができるものとします。但し、契約成立後に料金を変更することはありません。

#### 第11条（支払方法）

1. 第10条に定めた利用料金は銀行振込による支払いとします。振り込み手数料は、ご依頼者の負担とします。  
クレジットカード、その他の電子決済による支払いはできません。
2. 第5条2項で示す「海洋葬依頼書・海洋葬免責同意書」に振り込み先銀行口座番号、支払い期日のご案内を同封します。
3. 指定期日を過ぎても入金を確認できないときは、契約不成立とします。

#### 第16条（入金過不足）

1. 支払い金額が不足している場合、当社から不足料金を請求いたします。ご依頼者は、指定期日までにその料金を支払うものとします。振り込み手数料は、ご依頼者の負担とします。  
なお指定期日を過ぎても入金を確認できないときは、契約不成立とします。
2. 支払い金額が料金を超えている場合、依頼人に確認したうえで超過分は、日本 UNICEF など公益財団法人に寄付するものとします。

#### 第17条（料金の返還）

1. 契約解除の場合、必要経費を差し引いた金額を返却します。

返金額 = 利用料 - (利用料 × 50% + 諸経費 + 梱包キット代 × 2 + 返金振り込み手数料)

2. 書類不備または入金不足による契約不成立のときは、入金額から振り込み手数料を除いた金額を返金します。ただし入金額が振り込み手数料よりも小さい場合には、返金せずに日本 UNICEF など公益財団法人に寄付するものとします。
3. 返金は、当社に振り込みを行った口座へ行います。何らかの理由でその口座が停止している場合には、所轄の供託所に供託します。

#### 第 4 章 海洋葬までの手順

##### 第 18 条 (配送キットの送付)

1. 契約成立後、当社から以下の内容の御遺骨配送キットが送付されます。
  - (1) 御遺骨梱包材 1 式
  - (2) 取り扱い説明書 1 通
  - (3) ゆうパック送り状 (当社あて) 1 通

##### 第 19 条 (御遺骨の送付)

1. ご依頼者は、第 27 条、第 28 条を理解し、配送キットの取り扱い説明書に従って御遺骨を必ず骨壺に納めて梱包してください。
2. ご依頼者は、ゆうパック送り状を貼りつけて、最寄りの郵便局から発送してください。郵送料は、ご依頼者の負担とします。
3. 当社が配送キットを送付した日から、1 か月以内に郵送してください。1 か月を経過しても連絡がなく、御遺骨が当社に届かなかった場合には、キャンセル扱いとさせていただきます。その際は、契約解除の旨を e メールにて通知したうえで、第 17 条 1 項で示す金額を返金します。

##### 第 20 条 (海洋葬の施行)

1. 御遺骨を当社がお預かりしてから概ね 2 週間後に、第 7 章で示す所定の手順に従って海洋葬を執り行います。
2. 停止もしくは中止する場合には、ご依頼者は、その旨を e メールにて 2 週間以内にご連絡ください。連絡がないときは、予定通り海洋葬を執り行います。
3. 海洋葬を施行後に停止もしくは中止の連絡をお受けすることはできません。なお、施行後は一切返金いたしません。

##### 第 21 条 (海洋葬の完了)

1. 当社が、ご依頼者へ海洋葬実施完了の旨を e メールにて報告します。
2. 施行完了後、当社から「黒潮海洋葬完了承諾書」と返送用封筒を同封して本人受け取り

限定郵便で郵送することによって、海洋葬は完了します。

3. ご依頼者は、「黒潮海洋葬完了承諾書」を受領したら、署名、押印したのちに当社へ返信するものとします。
4. 当社が「黒潮海洋葬完了承諾書」を受け取ることで事務手続きも完了します。返信がないときはときは、当社から確認の連絡をさせていただきます。
5. 「黒潮海洋葬完了承諾書」は、記録を残すための手続き上の書類です。返信がなく、連絡も取れない場合でも、ご依頼者は海洋葬の施行完了を承諾したのものとして記録されます。

## 第5章 海洋葬の施行

### 第22条（御遺骨の安置）

1. ご依頼者が海洋葬を停止または中止に翻意した場合に備え、当社が御遺骨をお預かりしてから2週間安置します。
2. 盗難や紛失に備え、御遺骨は施錠付きのキャビネットに安置します。必要な場合を除き、キャビネットは常時施錠を施します。
3. 安置開始から2週間後に、当社から御遺骨の乾燥工程に入る旨をご依頼者にeメールにて通達します。このときにご依頼者が、海洋葬の停止または中止、契約解除などの意思を表明しない限り、第23条、第24条で定義する工程に着手します。

### 第23条（御遺骨の乾燥）

1. 当社からの通達から概ね3日間、御遺骨を専用の乾燥機にかけて乾燥させます。
2. 骨壺に遺物や金属が取り除かれて無い場合には、これらを取り除いてから乾燥させます。なお、遺物や金属を含め骨壺については、当社の負担で島外の専門の業者に委託し、処分させていただきます。

### 第24条（御遺骨の粉骨）

1. 法の定めにより乾燥された御遺骨は、2mm以下に粉骨させていただきます。
2. 粉骨後もしくは粉骨中に、ご依頼者が海洋葬の中止の意思を表明されたとしても、粉骨された御遺骨は従前復帰できませんので、ご承知おきください。
3. ご依頼者が海洋葬の中止の意思を表明されたときには、当社は、粉骨された御遺骨を遅延なく、ご依頼者へ返還します。但し、キャンセル扱いとはなりませんので、一切返金できません。

### 第25条（御遺骨の散骨）

1. 散骨は、粉骨された御遺骨を天候や海上コンディションの整った穏やかな日に施行いた

します。

2. 粉骨された御遺骨は、海洋環境に配慮された和紙の袋に納めます。
3. 散骨は、御遺骨を直接海に撒くのではなく、御遺骨を納めた和紙袋を丁寧に水面に置き、潮の流れに任せる作法にて執り行います。
4. 施行場所の座標を記録し、施行の様子を写真撮影します。これらの記録は、ご依頼者に提供します。
5. 献酒や献花などその他の要望については、ご依頼者と別途協議し、当社が対応可能と判断したものについてのみ対応します。要望に対応するための経費については、すべてご依頼者が負担するものとします。
6. 陸上と異なり、海上での散骨には危険が伴いますので、ご依頼者や御遺族がご希望されたとしてもお受けできません。
7. 一回の出船で、複数の海洋葬を施行させていただくことがありますが、御遺骨をひとつにまとめて散骨する訳ではありません。御遺骨はそれぞれ個別に散骨させていただきます。
8. 施行後に、ご依頼者が海洋葬の中止の意思を表明されたとしても、御遺骨の回収、従前復帰はできませんので、ご承知おきください。

#### 第 26 条（業務委託）

1. 海洋葬に際しては、当社所属の船舶以外の備船を委託することがあります。その際は、当社職員が必ず乗船し、施行に立ち合います。
2. 備船は散骨する海域までの移動を請負うのみであり、第 25 条の「御遺骨の散骨」で定義するサービスは当社職員が対応します。

### 第 6 章 ご依頼者の禁止事項・遵守事項、および当社の免責事項

#### 第 27 条（禁止事項）

1. ご依頼者は、骨壺に御遺骨に以外の異物を混入させてはいけません。  
当社は、郵送されてきた御遺骨に法に抵触する異物が混入している場合には、ご依頼者へ通告なく、所轄の警察署及び関係機関に届け出ます。

#### 第 28 条（遵守事項）

1. 故人のご家族や相続人などのご遺族が海洋葬を理解し、同意していなければ、海洋葬を申し込むことはできません。
2. ご依頼者は、御遺骨を乾燥させ、骨壺内の湿気や水分を除去してから梱包しなければなりません。

3. ご依頼者は、骨壺に遺物（眼鏡、腕時計、入れ歯、人工関節、指輪等の貴金属）が残されていないことを確認し、御遺骨以外の遺物がない状態で梱包しなければなりません。
4. 御遺骨の重さは、骨壺を除き2kg以下にしなければなりません。また、一故人様一名分の御遺骨でなければなりません。
5. 御遺骨は、日本郵便株式会社が提供するゆうパック以外で送ることができませんので、一般的な宅配便で送付してなりません。
6. 当社は、ご依頼者以外の故人のご家族や相続人などのご遺族から直接指示を受けたとしても応じませんので、停止、中止を含む当社への指示は必ずご依頼者が行わなければなりません。

#### 第29条（免責事項）

1. 当社は、輸送中に御遺骨を破損や紛失したとしても一切の責任を負うものではありません。
2. 当社は、骨壺には御遺骨以外納められていないことを前提としておりますので、万が一お預かりした骨壺に御遺骨以外の貴金属等が混入していたとしても、返還要求にはお応えするものではありません。また、それに対して賠償責任を負うものでもありません。
3. 当社は、安置期間中に、台風、津波、地震などの自然災害や火災などによって遺骨を紛失、または消失したとしても一切の責任を負うものではありません。
4. 海洋葬は、御遺骨を粉骨することを前提としております。粉骨後に、ご依頼者が海洋葬中止または停止に翻意されても、御遺骨を従前復帰することはできません。また、当社は、それに対して賠償責任を負うものでもありません。
5. 散骨施行後に、ご依頼者が散骨中止や停止に翻意されても、御遺骨を回収、返還することはできません。また、当社は、それに対して賠償責任を負うものでもありません。
6. 海洋葬を端として、故人の家族や相続人などの遺族の遺族間の係争が発生したとしても、当社は一切関与しません。また、当社は一切の責任を負うものではありません。
7. 当社の意図的な不作為、もしくは重大な過失によるものを除き、本サービスの利用に起因するご依頼者の損害について、当社は一切の責任を負うものではありません。

#### 第30条（情報管理および守秘義務）

1. 当社が、利用契約の履行に際し知り得た契約者の情報を正当な理由なく第三者に開示することはありません。
2. 当社は、個人情報を含む以下の情報を最低5年間保持します。
  - (1) 申込時のご依頼者の情報、およびご依頼者の身分証明書
  - (2) 黒潮海洋葬依頼書・免責同意書
  - (3) 故人の埋葬許可証のコピー
  - (4) 海洋葬完了承諾書

(5) その他、ご依頼者から提供された施行に必要な情報など

(6) 海洋葬の施行記録

3. 前項の情報のうち書類は、原本と複写の正副2冊の台帳にて管理し、災害や盗難による喪失に備えて別々の場所に鍵付きのロッカーにて保管します。
4. 当社は、個人情報の一部を業務遂行のため、コンピュータを使用して管理しますが、不正に情報を流出させないように、適切な予防対策を講じます。

## 第6章 利用契約の解除等

### 第31条（ご依頼者による契約の解除）

1. ご依頼者が、契約成立（第6条）から当社に御遺骨が届いた日より2週間以内（第22条1項）に、eメールにて当社へ表明することで、契約を解除することができます。契約を解除する場合、第17条に従い海洋葬の費用の一部を返金します。
2. 第22条1項の安置期間を経過すると、契約を解除することはできません。また、海洋葬の費用については一切返金しません。

### 第32条（ご依頼者による海洋葬の停止、中止）

1. 海洋葬の停止とは、契約成立（第6条）から散骨を施行（第24条）する前までの間に、ご依頼者が翻意し、海洋葬を一時的に差し止めることをいいます。ご依頼者は、海洋葬の停止を表明してから2週間以内に再開か、中止を表明しなければなりません。2週間を越えても連絡がない場合は再開とみなし、散骨を施行します。
2. 海洋葬の中止とは、契約成立（第6条）から散骨を施行（第24条）する前までの間に、ご依頼者が翻意し、海洋葬を完全に中止することをいいます。
3. 海洋葬を中止すると、お預かりしている御遺骨はご依頼者へ返還します。ただし第26条で規定されているように中止を表明された時期によっては、海洋葬の費用については一切返金されません。
4. ご依頼者は、散骨の施行（第24条）後に、停止または中止を表明することはできません。

### 第33条（当社による契約の解除）

1. 利用の申し込み時に虚偽の申告を行った場合、契約を解除できるものとします。
2. 利用申込書に重要な誤記や記入漏れがあった場合、契約を解除できるものとします。
3. 第27条に規定される禁止行為を行った場合、契約を解除できるものとします。
4. 契約成立（第6条）後に、故人の家族や相続人などの遺族との間で葬儀に関する紛争が

生じていることが判明した場合、または海洋葬施行の支障となる事由が存在していることが判明した場合は、契約を解除することができるものとします。

5. 契約を解除した場合には、お預かりしている御遺骨はご依頼者へ即日返還します。また、返金につきましては、判明した時期により第 31 条と同等の対応とします。
6. なお、散骨を施行（第 24 条）後に、1 項の契約解除事由が判明した場合には、契約を解除しませんが、第 29 条 6 項により、当社は一切の責任を負うものではありません。
7. 前項において、当社が把握するご依頼者の連絡先に通知した場合、当該通知はご依頼者に到達したものとみなします。
8. 契約解除処分となった方は、再申し込みすることはできません。

#### 第 7 章 附 則

##### 第 34 条（問題の解決）

この規約に定めのない事項について紛議が生じた場合、ご依頼者と当社は共に誠意を持って問題の解決に当たることにします。

##### 第 35 条（管轄裁判所）

前条の合意にもかかわらず、万一問題の解決を法廷に委ねるときは、八丈島簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、係争の解決を図るものとします。

##### 第 36 条（当社からの損害賠償請求に対して）

当社は、契約者の不正な利用等により、著しい損害を受けた場合、契約者に対して損害賠償請求を行うことがあります。

令和 2 年 6 月 20 日